

令和2年4月定例教育委員会会議録

- 日 時 令和2年4月21日(火) 午後4時～午後4時25分
○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室
○出席委員 教育長 布川 敦
1番 田中 芳昭(教育長職務代理者)
2番 清野 康子
3番 毛呂 光一
4番 齋藤 美緒
○欠席委員 なし

出席議事説明職員氏名

教育部長	石塚 健	参事兼藤沢周平記念館長	鈴木 晃
参事兼管理課長	鶴見 美由紀	参事兼給食センター所長	井上 克浩
学校教育課長	成澤 和則	学校教育課指導主幹	秋山 尚志
社会教育課長	三浦 裕美	社会教育課文化財主幹	沼沢 紀恵
中央公民館長	高橋 厚子	図書館長	松浦 幸子
スポーツ課長	齋藤 匠	スポーツ課主幹	阿部 三成

出席事務局職員氏名 管理課庶務主査 本間 陽子

会議次第

1. 開会
2. 市民憲章唱和
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
日程第1 議第9号 朝暘第五小学校の改築について
5. 報告事項
 - (1) 臨時代理処理事項の報告について
 - (2) 市内小中学校の臨時休業延長に係る今後の対応について
 - (3) その他

開 会（午後４時）

教育長 ただいまから４月の定例教育委員会を開会する。はじめに市民憲章唱和を行う。

（管理課長が先唱し市民憲章唱和）

本日の会議録署名委員は、４番委員にお願いする。

それでは、日程第１議第９号鶴岡市立朝陽第五小学校の改築について、事務局より説明をお願いする。

管理課長

鶴岡市立朝陽第五小学校の改築についてご説明申し上げます。

鶴岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第１条第１項第８号によれば、学校、公民館、図書館その他の教育機関の敷地の選定については、合議体である教育委員会の権限として定められているところであるが、現地改築の場合、新たに敷地を選定するものではないことから、これまでの運用に従い、教育委員会に諮ることをしてこなかったが、今回の朝陽第五小学校の場合、現地か移転かが大きな争点になっていたことから、合議体として現地改築とすることについてお諮りする。

朝陽第五小学校の改築については、これまで１１月、２月、３月の定例教育委員会においてもご説明申し上げているところであるが、改めてこれまでの経過についてご説明申し上げます。資料をご覧いただきたい。

地元からは２度にわたり「校舎改築の早期実現の要望」をいただいております。その際に、現地改築が地域の総意であると確認している。それを踏まえ、昨年１１月６日に開催された地域の方々との意見交換会においては、教育委員会として、現地改築を想定して進めて参りたい旨をご説明申し上げ、また、同日に、地域の受け皿となる期成同盟会を立ち上げていただき、同月２１日の定例教育委員会においては、意見交換会の状況等を報告する中で、現地改築で検討を進めていくことを確認したところである。

そのような中、１月２３日に開催された期成同盟会において「現時点で現地改築が地域の意向と捉えるのは難しい」との結論に至ったとの報告があった。

そのため、これまで想定していた改築スケジュールに遅れが生じることも懸念されたことから、昨年６月に要望いただいた団体に対して、１月２９日に遺憾の旨を伝えるとともに、引き続き、地元合意に向けて協力をお願いし、地域の皆様への説明を重ねてきたところである。

２月５日と１２日に期成同盟会主催で開催された意見交換会、また、２月１０日と２０日に朝陽第五小学校ＰＴＡ主催で開催された保護者向け説明会

においては、教育委員会としても、現地改築に限らず他の選択肢も示しながら広範な意見交換を行い、2月13日の学区町内会長連合会主催の研修会においては、町内会長の皆様とも別途意見交換をさせていただいた。

これらの経過を踏まえ、3月18日に開催された期成同盟会においては、規約の制定や会長・副会長の選出等が行われ、現地改築が地域の意向であることがあらためて確認されたところである。

次に、改築による課題の改善についてであるが、校舎は市内の小中学校の中で最も古く、老朽化が進んでおり、現地は「家屋倒壊等氾濫想定区域」に設定されているものの、建築基準法上では改築が制限されているものではない。

洪水時の防災面の対応として、ソフト面については、3日前からの行動計画である赤川タイムライン、避難確保計画の作成、訓練の実施が重要であることを、また、ハード面については、堅牢な建物、高層化による緊急時の避難場所の確保などを検討していることを説明させていただいている。

また、学童保育所の整備については、全市的に児童数が減少傾向にある中、学童保育所の登録児童数は年々増加しており、5学区においてもその登録児童数は10年間で90人から180人と2倍に増えている。そのため、随時学童保育所を開所しながら、現在は4か所に分散し、開所している。学校改築に合わせ、学校敷地内での整備を想定しているが、現在の学童保育所の取扱いも含め、関係の皆様と協議していかなければならないと考えている。

説明は以上であるが、朝暘第五小学校の改築については現地改築とすることとして、教育委員会として議決いただきたく、ご審議のうえご可決賜りたくお願い申し上げます。

教育長 ただいまの議題について、質問・意見はないか。それでは議第9号について賛同の方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

教育長 全員挙手により可決された。予定された議事は以上である。次に報告事項に入る。臨時代理処理事項の報告について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 臨時代理処理に係る報告として、規則及び訓令の改正についてご説明申し上げます。

この度の改正は、新年度4月1日からの施行であるが、鶴岡市職員に係る人事異動によっては、更に組織機構や所管事務が変更となる可能性もあったため、先月25日の内示を待つ必要があった。そのため、教育委員会を招集するいとまがないと判断されたことから、教育長に対する事務委任規則第1条第2項の規定に基づき、教育長において関連の規則1本及び訓令1本を改

正させていただいたので、同条第3項の規定に基づき、本日の会議に報告し、承認をお願いするものである。

はじめに、鶴岡市教育委員会規則第4号、鶴岡市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

この度、松ヶ岡開墾場の管理運営が社会教育課の所管になることに伴い、規則第3条の分掌事務について改正した。別表社会教育課文化財係の項中、第9号の「旧遠藤家の管理運営に関すること」を第11号とし、第8号の次に第9号として「松ヶ岡開墾場の管理運営に関すること」、第10号として「丸岡城跡史跡公園の管理運営に関すること」を加えるものである。丸岡城跡史跡公園については、平成28年4月1日から社会教育課の所管となっていたが、規則の改正がなされていなかったため、この度併せて改正するものである。施行期日は令和2年4月1日としている。

続いて、鶴岡市教育委員会訓令第2号、鶴岡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。これまで、臨時職員の任免については教育長専決とされていたが、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行されることを機に、市長部局に準じて、人事担当課長である管理課長専決とするものである。第3条は教育長の専決事務についての記載であるが、第4号「臨時的任用職員及び非常勤職員」のあとに「(会計年度任用職員を除く。)」という文言を加えている。

また、別表第1第2号人事関係の表であるが、職務専念義務免除の上に、管理課長の専決事務として会計年度任用職員の任免を加えている。こちらも施行期日は令和2年4月1日である。

以上ご報告申し上げますとともに、ご承認を賜りたくお願い申し上げます。

教育長 この件について、ご質問等はないか。なければ承認してよろしいか。

各委員 異議なし。

教育長 ただいまの報告は承認された。

次に、市内小中学校の臨時休業延長に係る今後の対応について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 市内小中学校の臨時休業延長に係る今後の対応についてご説明申し上げます。別添の資料をご覧ください。

4月8日の市新型コロナウイルス感染症対策本部の、小中学校の始業時期は5月7日以降にするという決定を受け、4月10日に臨時校長会を開催し、学校での対応を確認した。その後4月12日付けで山形県教育委員会より臨時休業についての依頼を受け、教育委員会において対応を検討し、各学校にこの通知文書により対応をお願いしたものである。

対応の一つ目であるが、臨時休業の延長と始業式・入学式の実施について

は、「4月6日に依頼した緊急点検を終了した学校から入学式（始業式）を行うものとし、終了した学校から順次、5月10日まで臨時休業とする」という依頼になっていた。そこで鶴岡市教育委員会としては、資料の（1）から（4）に示した内容を各学校で選択して、始業式と入学式を5月7日と8日の両日で実施をするという対応としたところである。（1）は15校、（2）は11校、（3）は9校、（4）は2校、選択し実施する予定である。

二つ目、学校再開に向けた緊急点検の実施について、県からも「学校再開に向けた『新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策緊急点検』チェックリスト」が示されたが、それを若干手直しし、独自のリストを作成して各学校にお願いをしている。内容としては、感染予防対策がとられるような、例えば換気や消毒等のチェック項目となっている。

三つ目が、教育課程の変更についてである。授業時間数が不足するので、まずは一日の学習時間を増やしたり、夏季休業を縮小して授業日を設定したりといった対応で、教育課程を変更することを通知している。

四つ目は当初の夏季休業期間における給食の実施についてである。学校給食センターによれば、8月10日～14日の週は給食を提供できないが、それ以外の土日祝日を除く平日には提供できるとのことであったので、各学校においては、そのことを勘案しながら授業日の設定をしていくところである。

五つ目は土曜授業についてである。県の条例上可能かどうか、県教育委員会に確認をして、児童生徒の負担及び教職員の勤務の振替が適切になされるかどうか、十分に検討をして後日通知する予定である。

六つ目は登校日等の設定と学習支援についてである。各学校においては登校日を設定したり、保護者の来校日を設けたり、家庭訪問をしたりして児童生徒の状況を確認するとともに、新たな課題を与え家庭学習に取り組むよう、支援をしている。今後もそのような形で学習支援、生活支援を工夫しながら進めるようにお願いをしているところである。

七つ目は個別検査の実施についてである。個別検査は教育相談センターの相談員が実施するものであるが、密閉された空間で1対1での検査になることから、臨時休業中は実施しないと通知をしている。

八つ目は放課後児童クラブ等への支援についてである。放課後児童クラブへの支援の実施については、施設に出向いて直接要望等を聞き取り、その内容を十分校内で検討をして、職員体制の調整を図ったうえで、協力できるところは協力をお願いしている。放課後子ども教室についても同様に協力していくものである。

放課後等デイサービスというものもあるが、職員体制が難しく利用を断られたご家庭については、学校に相談があった場合に応じるようお願いをしているところである。また、密集性回避の観点から学校施設の利用について協力を依頼することもあるので、そちらについてもお願いをしている。

最後にマスクについてである。国から布マスクを4月に1枚、5月に1枚、配布するという旨の通知が来ているが、今日現在ではまだどの学校にも届いていないとのことであった。国からの通知によると4月24日までに届くように努めているとのことであり、今週いっぱい様子を見たいと考えている。以上である。

教育長 ただいまの件について質問はないか。その他、報告事項はあるか。

中央公民館長 今年の中央公民館の講座のご案内である。受付期間も講座のスタートも一週間遅らせて計画を組んだが、新型コロナウイルス感染症対策の「3密」の状況についてクリアできるかどうかを検討したうえで、それぞれの講座の開催について判断をしていきたい。

特に鶴岡市芸術文化協会との共催で計画していたこども文化クラブや、青少年少女古典素読教室など、子どもたちの教育課程の変更や子どもの負担等を考えながら、各方面と相談し検討して参りたい。

教育長 状況を見ながらよろしくお願ひしたい、その他、報告事項はあるか。ないようであれば、これをもって4月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 （午後4時25分）